

被差別部落の現在 (1)

——2010 年国勢調査から見る大阪府の部落の実態——

○龍谷大学	妻木進吾
大阪府立大学	西田芳正
福岡県立大学	堤圭史郎
尚絅学院大学	内田龍史

1 本報告の目的

日本社会全体の不安定化が叫ばれる中、被差別部落の再不安定化が懸念されてきた。にもかかわらず、33 年間継続されてきた同和対策事業特別措置法とそれに続く法が 2002 年に期限切れを迎えて以降、部落の実態把握はなされなくなっていった。このような状況にあって、我々の研究グループは、国勢調査小地域集計を用いることで、いくつかの部落の「法」の期限切れ以降の実態を明らかにしてきた。また、そのうちの数カ所の部落については、訪問面接調査も実施してきた。このような調査研究の結果、個別の部落については、「法」の期限切れ以降の再不安定化の実態が少しずつ明らかになりつつある。しかし、小地域集計を用いた実態把握には、そうした手法が適用可能な部落や把握できる変数が限られるという限界があった。訪問面接調査による個別部落の実態把握には、そこで得られた知見を、都市部落あるいは大阪府の部落全体に一般化できないという限界があった。

本報告では、大阪府の部落全体の実態把握が可能な 2010 年国勢調査の個票データを独自集計した結果を用いて、これまでいくつかの調査研究から見出された「法」の期限切れ以降の部落の実態に関する知見がどの程度一般化できるのかについて明らかにする。また、大阪府の部落の多くは、公営住宅（改良住宅、同和向け公営住宅）が多数を占める地域となっている。部落の実態に見られるいくつかの側面は、低所得層への住宅供給を担ってきた公営住宅街においても同様に見られるものかもしれない。部落の特質をよりクリアに捉えるために、公営住宅や部落隣接地域との比較を行いつつ、近年の部落の実態を明らかにしたい。

2 方法

用いるデータは、大阪府の 2010 年国勢調査の個票データである。本データから調査区データを用いて部落（旧同和対策対象地域）を抽出し、大阪府全体と比較しつつ部落の実態を把握する。「公営住宅」については、住宅の所有関係「公営の借家」層を取り出す。「隣接地域」は、部落を含む小地域（町丁目）と面または点で隣接する小地域と、部落を含む小地域から部落に該当する調査区を除いた範囲を取り出す。

3 結果

今回の報告では 2010 年国勢調査のみに限って報告するため、変化については示すことができないが、「法」の期限切れ以降も低学歴傾向など、かねてより指摘されてきた部落の特徴が依然として大阪府の部落を特徴づけていることに加えて、「法」の期限切れ以降の特徴として、中高年層の相対的安定の一方で若年層の就業状況が不安定であるという、これまでの個別部落を対象とする調査研究で見出されてきた知見が大阪府の部落全体においても確認できることが明らかになった。また、「公営住宅」「隣接地域」との比較を通して、こうした実態は、部落が単に公営住宅が多い地域であることなどでは説明し切れないことも明らかにしていく。